

藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業の健全な発展に資するため、この要綱において藤枝市短期経営改善資金利子補給制度を定め、その事業活動に必要な静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に定める短期経営改善資金（以下、「短期経営改善資金」という。）を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとする。その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。
- (2) 組合とは、法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。
- (3) 取扱金融機関とは、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に規定する短期経営改善資金の取扱金融機関であって、かつ、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(利子補給の対象)

第3条 利子補給の対象は、短期経営改善資金の融資を受ける者で、次に掲げる全てを満たす中小企業者又は組合とする。

- (1) 原則として申込日以前1年以上引き続き市内に事業所を有し同一業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業、サービス業を主たる事業とする事業者については20人）以下であること。
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証対象資格を有していること。
- (4) 本制度の申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること。

(利子補給の条件)

第4条 利子の補給率は年0.30パーセントとする。

(申込み)

第5条 短期経営改善資金の融資を申し込む者のうち、この利子補給制度を受けようとする者は、藤枝市短期経営改善資金利子補給制度申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、確認を受けた上で、県要綱に定めるところにより、融資を申し込むものとする。

- (1) 県要綱に定める短期経営改善資金の融資申込みに必要な書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（融資の実行）

第6条 取扱金融機関は、第5条の規定による市長の確認を受けた者に対して短期経営改善資金の融資を実行しようとする時は、県要綱に定める融資利率から第4条に規定する補給率を差し引いた利率で実行するものとする。

（報告）

第7条 協会は、この要綱による保証の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

（利子補給の額）

第8条 交付する利子補給金の額は、年度別に区分して算定するものとし、毎年3月から8月まで（以下「上期」という。）及び9月から2月まで（以下「下期」という。）の各期における融資平均残高（各月初残高の合計を6で除して得た金額）に第4条に掲げる利子補給率及び期間（6／12）を乗じて得た額の合計とする。

（利子補給の交付申請）

第9条 利子補給の交付を受けようとする取扱金融機関は、藤枝市短期経営改善資金利子補給金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて上期は9月10日、下期は3月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤枝市短期経営改善資金利子補給金計算内訳表（第3号様式）
- (2) 藤枝市短期経営改善資金融資利用者実績一覧表（第4号様式）

（利子補給の交付決定）

第10条 市長は前条による申請があったときはその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは藤枝市短期経営改善資金利子補給金交付決定通知書（第5号様式）を取扱金融機関に通知する。この場合において、市長は利子補給金交付について条件を付することができる。

（関係書類の保管）

第11条 利子補給金の交付を受けた取扱金融機関は、当該収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交

付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（利子補給の交付請求）

第 12 条 第 10 条による通知を受けた取扱金融機関は、受領後 10 日以内に藤枝市短期経営改善資金利子補給金請求書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求があったときは利子補給金を交付する。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （平成 14. 3. 26 告示第 35 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（藤枝市中小企業季節資金あっせん融資制度要綱の廃止）

2 藤枝市中小企業季節資金あっせん融資制度要綱は廃止する。

附 則 （平成 15. 3. 3 告示第 12 号）

1 この告示は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 15. 5. 8 告示第 84 号）

1 この告示は平成 15 年 5 月 12 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 18. 4. 10 告示第 94－3 号）

1 この告示は公示の日から施行し、改正後の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 19. 3. 30 告示第 52 号）

1 この告示は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 19. 10. 1 告示第 183 号）

- 1 この告示は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 21. 1. 1 告示第 186 号）

- 1 この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
（岡部町の編入に伴う経過措置）
- 2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町中小企業事業資金融資制度要綱（平成 19 年岡部町告示第 180 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 （平成 22. 2. 24 告示第 23 号）

- 1 この告示は平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 29. 4. 1 告示 124-5 号）

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 （令和 4. 4. 1 告示第 82 号）

この告示は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給制度 申込書

年 月 日

藤枝市長

申込者の住所
又は所在地
氏名
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄		
融資申込金額	円	機関名（支店名）		
融資希望期間 （据置期間）	か月 （か月）	受理年月日		
		基準金利 A	%	
返済方法 （いずれかに○）	1 月賦 2 一括	県利子補給率 B	%	
		市利子補給率 C		
融資希望金融機関 （支店）	第一希望	融資利率 A-B-C	%	
	第二希望	保証協会記入欄		
業種		保証諾否	承諾 不承諾	
		保証承諾日		
従業員数 （組合員数）	人	保証金額	円	
		保証期間	か月	
資本金 （出資金）	円			
営業年数	年			
資金使途 （具体的に記入）				
資金計画	当資金			円
	自己資金			円
	その他借入金			円
	計	円		

申込者は、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※上記表の各欄は、申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。
※申込窓口は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認の上、市へ提出してください。

第2号様式（第9条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度 期における藤枝市短期経営改善資金にかかる利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 利子補給金計算内訳表（第3号様式）
- (2) 融資利用者実績一覧表（第4号様式）

第 3 号様式（第 9 条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給金計算内訳表（所要額計算書）

融資年度	融資平均残高 a (各月初残高合計／6 ヶ月)	基準金利 b	融資利率 c	県補給率 d	利率差 e=b-c-d	利子補給金 $a \times e \times 6/12$
		%	%	%	%	
合 計						円

第4号様式 (第9条関係)

短期経営改善資金融資利用者実績一覧表

[illegible]

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市短期経営改善資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の藤枝市短期経営改善資金利子補給金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 利子補給金交付額 金 円

2 交付の条件

- ・ 藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱を遵守すること

年 月 日

藤枝市長 様

融資機関
所在地
名称
代表者氏名



藤枝市短期経営改善資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた藤枝市短期経営改善
資金の利子補給金として次のとおり請求します。

記

- 1 利子補給金交付請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

口座番号

(フリガナ)
口座名義